第99期

定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成29年６月23日（金曜日）
午前10時

開催場所　名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店　９階ホール
（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

株式会社 名古屋銀行

証券コード 8522

目 次

第99期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）
事業報告 …… 3
計算書類 ……23
連結計算書類 ……26
監査報告書 ……28

（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金処分の件 ……32
第２号議案　取締役１名選任の件 ……33

株主総会開催場所ご案内略図 ……38

証券コード8522
平成29年6月6日

株　主　各　位

名古屋市中区錦三丁目19番17号
株式会社 名古屋銀行
取締役頭取　中　村　昌　弘

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第99期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成29年6月23日（金曜日）午前10時

2．場　　所　名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店　9階ホール

3．目的事項

報告事項
1．第99期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2．第99期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役1名選任の件

以　上

◎　当行は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行のウェブサイト（アドレス　http://www.meigin.com/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①株主資本等変動計算書　②計算書類の個別注記表　③連結株主資本等変動計算書　④連結計算書類の連結注記表
従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス　http://www.meigin.com/）に掲載させていただきます。

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時

場 所 名古屋銀行本店　9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合（詳細は34ページをご覧ください。）



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。
④ インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（添付書類）

第99期事業報告（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

１．当行の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務等を行い、お客さまの多様化するニーズに応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、製造業では円安と海外経済の持ち直しによる輸出の増加等を背景に改善が見られ、非製造業でも都市部での再開発事業や経済対策に伴う公共事業の増加等により建設関連が堅調なほか、消費関連も持ち直しております。また、雇用・所得環境の改善に加えマインド面の好転も寄与し個人消費も底堅く推移しております。しかし、先行きの景況感につきましては、米国の政策運営、欧州の政治リスク等海外の経済情勢が極めて流動的であることから企業の警戒感は強く、予断を許さない状況になっていると思われます。

一方、愛知県を中心とする当地域に目を向けますと、企業の景況感は製造業を中心に改善しており、積極的な設備投資スタンスは維持されております。また、有効求人倍率は緩やかに上昇し所得環境も改善を続けており、個人消費も持ち直していることなどから、当地域の景気は緩やかに拡大していると思われます。

事業の経過及び成果

このような経済環境のもと、当行では平成26年４月～平成29年３月までの３年間、第19次経営計画『「変わる！変える！生まれ変わる！」～満足のあふれる銀行へ～』を策定し、「BPR（Business Process Re-engineering）を通じた全員営業体制」への変革を掲げて具体的な戦略を実施してまいりました。まず、業務効率化のため事務作業の簡素化・排除を実施し営業店の事務量を約22％削減いたしました。また、業務集中化を進めるため、営業店の伝票等を集中保管する「瀬戸ドキュメントセンター」、営業店の融資業務を行う「今池融資センター」、相続に関する業務に特化した「相続相談プラザ」などを新設いたしました。これらの施策により営業店事務を削減することで人員の再配置が可能となり、渉外人員を102名増加させ、新たにパーソナルコンシェルジュ（個人のお客さま専門の渉外担当者）を99名配置いたしました。

その結果、３年間の新規口座作成顧客数は当計画期間以前に比べ毎年約10％多い件数で推移し、事業性新規取引数は累計で9,428先、中小企業向け融資量は累計で約820億円と大幅に増加いたしました。

こうした取組みの成果として、預金は対前期末比765億52百万円増加し、期末残高は３兆2,262億円となりました。一方、貸出金は対前期末比1,480億51百万円増加し、期末残高は２兆3,890億円となりました。

収益面につきましては、利回りの低下を背景に資金運用収益が減少したこと等を要因として、経常利益は65億75百万円、当期純利益は54億59百万円を計上いたしました。

また、自己資本比率につきましては、12.00％（国際統一基準）となりました。

当期における個人のお客さま向けの主な取組みといたしましては、昨年９月に「名銀カードローンS」の取扱いを開始いたしました。お客さまはWEBでお申込みいただき、店頭での契約時にローンカードをその場で受け取ることができ、ATMでお借入できる商品となっております。また、WEBで申込みから契約まで完結することも可能で、お急ぎの資金が必要となるお客さまや非対面で契約を完結したいお客さまにご満足いただける商品としてご好評をいただいております。

次に、昨年11月にほけんの窓口グループと業務提携をいたしました。今後、ほけんの窓口グループが有する販売ノウハウや各種ツールを活用し、多様化するお客さまの保険ニーズに応え、それぞれのライフプランに沿った保険商品の提案を行う拠点として、「名古屋銀行ほけんプラザ」を設置していく予定です。

本年１月には中部電力と業務提携をいたしました。これは、当行の個人向けインターネットバンキングサービス「bankstage」をご利用されるお客さまが、中部電力のご家庭向けWEBサービス「カテエネ」のポイントを貯めることができるポイント提携であり、お客さまのより一層の利便性向上につながるものと考えております。

当行は事業を営むお客さま向けの成長戦略・海外進出戦略へのサポートにも力を入れております。昨年９月より当行のお客さまである中小事業者が大企業と商談できる場として逆見本市形式の商談会「名銀ジョイント」を本年３月までに５回開催し、また、航空機産業への進出をサポートする取組みとして「航空機産業エントリーコース」を本年１月より毎月１回開催するなどお客さまの国内における新たなビジネスチャンスの拡大に注力しております。さらに昨年５月にインドステイト銀行、そして12月にベトナム外国投資庁と提携することで、お客さまの海外進出をサポートする体制を一層強化しております。

本年２月には私募債を発行されるお客さまの発行手数料の一部から学校等教育機関へ学用品を寄贈する寄贈型私募債「未来への絆」を取扱い開始いたしました。また、本年３月には当行の全行員が認知症サポーターの資格を取得するなど、地元金融機関として社会貢献活動にも努めてまいりました。

当行が対処すべき課題

少子高齢化の進行や人口の減少、IT（情報技術）の発展等に伴い、社会構造は急速に変化しており、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。このような状況のなか、当行は本年４月～平成32年３月の３年間を計画期間とする第20次中期経営計画『「より強く、より永く、より深く」～じもととの絆の深化～』をスタートさせました。「より強く：地域のお客さまのより豊かな生活の実現」「より永く：永年取引を目指した体制の整備」「より深く：徹底した人財教育を通じ積極的で明るい行風の醸成」「永続的なBPR戦略による全員営業体制の強化」「ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス体制の強化」の５つの基本方針を掲げ、「地域社会」「地域のお客さま」「従業員」といったステークホルダーと強く、永く、深く結びつき、結果として当行の成長・発展につなげていくという徹底的な地元密着戦略を実施してまいります。

中期経営計画の概要

計画名称

『より強く、より永く、より深く』～じもととの絆の深化～

地域社会を取り巻く環境は厳しく、IT技術等の進化によりその変化も激しくなっております。
前中期経営計画においては「変革」を通じた営業力強化を実施いたしました。本中期経営計画においては「変革を文化」としながら、当行の社是「地域社会に奉仕する」を一層具現化して参ります。
満足度の高いサービスの提供を通じて「地域社会」・「地域のお客さま」・「従業員」といったステークホルダーと強く、永く、深く結びつき、結果として当行自身がより強く、そしてより永く、より深く地域に必要とされる金融機関であり続ける、という想いで今中計の名称としております。

計画期間

平成29年４月～平成32年３月（３年間）

５つの基本方針

より強く	より永く	より深く
地域のお客さまの より豊かな生活の実現	「永年取引」を目指した 体制の整備	徹底した人財教育を通じ 積極的で明るい行風の醸成
名古屋銀行グループ全体で お客さま視点に立った サービス・営業体制の確立により、 お客さまとの強い絆を創る	事業性評価に基づき、 お客さまの状況に応じた ソリューション提案体制の確立により、 お客さまとの永い絆を創る	人財教育を通じたチャレンジングで 明るい企業風土の醸成と ダイバーシティの深化により、 お客さまとの深い絆を創る

永続的なBPR戦略による全員営業体制の強化
変革を当行の文化にまで昇華

ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス（GRC）体制の強化
積極的なリスクテイクが出来る体制の構築と法令遵守体制の徹底

当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを愚直に実践し、企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの遵守はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚し、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑵ 財産及び損益の状況

（単位　億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	29,548	30,964	31,497	32,262
定期性預金	12,479	12,775	12,666	12,098
その他	17,068	18,188	18,830	20,164
貸出金	21,100	21,412	22,409	23,890
個人向け	5,724	5,798	6,154	6,670
中小企業向け	12,019	12,201	12,488	13,207
その他	3,357	3,412	3,766	4,011
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	9,504	9,983	9,717	9,214
国債	3,270	2,602	1,923	1,299
その他	6,234	7,380	7,793	7,914
総資産	32,656	34,687	35,163	36,293
内国為替取扱高	138,585	143,407	143,533	142,500
外国為替取扱高	百万ドル 1,465	百万ドル 1,499	百万ドル 1,496	百万ドル 1,557
経常利益	百万円 8,966	百万円 10,193	百万円 10,106	百万円 6,575
当期純利益	百万円 5,014	百万円 6,218	百万円 6,694	百万円 5,459
１株当たりの当期純利益	円銭 24.50	円銭 30.44	円銭 339.68	円銭 278.54

（注）１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
３．平成28年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。１株当たりの当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

⑶ 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,948人	1,928人
平均年齢	40年 9月	40年 5月
平均勤続年数	17年 8月	17年 5月
平均給与月額	438千円	442千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、３月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

⑷ 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
愛知県	106	(1)	106	(1)
岐阜県	2	(0)	2	(0)
静岡県	2	(0)	2	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
東京都	1	(0)	1	(0)
国内計	112	(1)	112	(1)
アジア	1	(0)	1	(0)
海外計	1	(0)	1	(0)
合計	113	(1)	113	(1)

(注) 1．愛知県の営業所数にはエイティエム支店（１か店）、インターネット支店（１か店）を含んでおります。
2．上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
海外駐在員事務所	1か所	1か所
店舗外現金自動設備	92か所	92か所

ロ　当年度新設営業所
該当事項はございません。

(注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
(新設２か所)

豊田南支店	トヨタ生協メグリアエムパーク店出張所	(豊田市)
長久手支店	イオンモール長久手出張所	(長久手市)

(廃止２か所)

名古屋駅前支店	地下鉄桜通線名古屋出張所	(名古屋市)
豊田南支店	トヨタ生協豊南店出張所	(豊田市)

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

⑸ 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ　設備投資の総額

（単位　百万円）

設備投資の総額	1,495

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位　百万円）

内容	金額
店舗新築・増改築等	789
ソフトウェア	97
事務機械	481

（注）1．以下の店舗を新築移転しております。

支店名	新住所	新築移転オープン日
豊橋支店	豊橋市駅前大通３丁目55番地	平成29年３月21日

2．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況
該当事項はございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
名古屋ビジネスサービス株式会社	名古屋市中区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	昭和59年6月12日	10	100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中区	総合ファイナンスリース業	昭和49年7月2日	60	74.32	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中区	クレジットカード業 保証業務	昭和57年7月1日	50	52.45	—
株式会社名古屋エム・シーカード	名古屋市千種区	クレジットカード業 保証業務	平成元年6月28日	30	33.00	—

(注) 1．議決権比率は、会社法第308条に基づき算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．当行に連結される会社は上記の４社であり、当期の連結経常収益は631億25百万円、連結経常利益は76億63百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は59億45百万円となりました。

重要な業務提携の概況
1．当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、三井住友銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、中京銀行、イオン銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
3．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
4．第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
5．ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6．イーネット、セブン銀行及びローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

⑻ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2．会社役員（取締役、監査役）に関する事項

⑴ 会社役員の状況

平成29年３月31日現在

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤　千麿	取締役会長（代表取締役）		
中村　昌弘	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部　担当		
藤原　一朗	取締役副頭取（代表取締役） 経営企画部、東京事務所　担当	名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役	
山本　恭久	専務取締役（代表取締役） 融資部、市場営業部　担当	株式会社名古屋リース　取締役 株式会社名古屋カード　取締役 株式会社名古屋エム・シーカード　取締役	
横田　真一	常務取締役 事務システム部、内部統制部　担当	名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役社長	
石井　秀晴	常務取締役　営業本部　本部長		
倉地　孝治	取締役　法人営業部長		
鵜飼　昌吾	取締役　融資部長		
伊豫田　至	取締役　経営企画部長		
杉田　尚人	取締役　市場営業部長		
浅見　春次	取締役　本店営業部長		
今岡　潔	取締役　営業企画部長 兼営業本部　事務局		
佐伯　外司	取締役（社外取締役）	小島プレス工業株式会社　相談役、一般社団法人日本自動車部品工業会　参与、中部経済同友会　監事、豊田商工会議所　顧問、一般社団法人中部経済連合会　常任政策議員、愛知県経営者協会　副会長	
松原　武久	取締役（社外取締役）	東名古屋カントリークラブ　理事長、東海学園大学　学長	

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
中村　哲人	常勤監査役	株式会社名古屋リース　監査役 株式会社名古屋カード　監査役	
浅野　晴彦	監査役（社外監査役）		
長谷川　信義	監査役（社外監査役）	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団　非常勤理事	
近藤　堯夫	監査役（社外監査役）	近藤堯夫法律事務所　弁護士	
後藤　年良	監査役		

（注）１．当行は、社外取締役の佐伯外司氏、松原武久氏及び社外監査役の浅野晴彦氏、長谷川信義氏、近藤堯夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
２．監査役長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長等を務めた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑵ 事業年度中に退任した役員

氏　　名	退　任　日	退　任　事　由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中村　哲人	平成28年６月24日	任　期　満　了	常　務　取　締　役
古本　恭久	平成28年６月24日	任　期　満　了	取　締　役
小栗　章雄	平成28年６月24日	任　期　満　了	常　勤　監　査　役
青山　英次	平成28年６月24日	任　期　満　了	社　外　監　査　役

⑶ 会社役員に対する報酬等

（単位　百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等
取　締　役	16名	233 (71)
監　査　役	7名	32 (—)
合　　計	23名	266 (71)

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．上記には、平成28年６月24日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役２名及び任期満了により退任した監査役２名を含んでおります。
３．使用人兼務取締役の使用人分（８名）の報酬等の額は94百万円（26百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
４．「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額です。
５．「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額35百万円（取締役12名に対し35百万円）、ストックオプションの報酬額36百万円（取締役12名に対し36百万円）が含まれております。
６．取締役の報酬等の限度額は、平成18年６月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役に対するストックオプションの報酬額は、平成26年６月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる取締役の報酬等の額は197百万円となります。
７．監査役の報酬等の限度額は、平成26年６月27日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる監査役の報酬等の額は32百万円となります。

⑷ 責任限定契約

氏　　名		責任限定契約の内容の概要
社外取締役	佐伯　外司	会社法第423条第１項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外取締役	松原　武久	
常勤監査役	中村　哲人	
社外監査役	浅野　晴彦	
社外監査役	長谷川　信義	
社外監査役	近藤　堯夫	
監　査　役	後藤　年良	

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏	名	兼職その他の状況
社外取締役	佐伯　外司	小島プレス工業株式会社　相談役、一般社団法人日本自動車部品工業会　参与、中部経済同友会　監事、豊田商工会議所　顧問、一般社団法人中部経済連合会　常任政策議員、愛知県経営者協会　副会長
社外取締役	松原　武久	東名古屋カントリークラブ　理事長、東海学園大学　学長
社外監査役	浅野　晴彦	
社外監査役	長谷川　信義	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団　非常勤理事
社外監査役	近藤　堯夫	近藤堯夫法律事務所　弁護士

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、小島プレス工業株式会社と当行との間には、銀行取引があります。

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏名		在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
社外取締役	佐伯　外司	4年	取締役会19回開催 内19回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外取締役	松原　武久	1年	平成28年6月就任以降、 取締役会13回開催 内13回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	浅野　晴彦	2年	取締役会19回開催 内19回出席 監査役会16回開催 内16回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	長谷川　信義	1年	平成28年6月就任以降、 取締役会13回開催 内13回出席 監査役会11回開催 内11回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	近藤　堯夫	1年	平成28年6月就任以降、 取締役会13回開催 内13回出席 監査役会11回開催 内11回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。

（注）在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

⑶ 社外役員に対する報酬等

（単位　百万円）

区分	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	6名	20

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑷ 社外役員の意見

該当事項はございません。

4．当行の株式に関する事項

⑴ 株　式　数

発行可能株式総数　50,000千株
発行済株式の総数　19,755千株

（注）1．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．平成28年６月24日開催の第98期定時株主総会決議により、平成28年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

⑵ 当年度末株主数

8,630名

⑶ 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社三井住友銀行	1,033	5.45
株式会社みずほ銀行	843	4.45
名銀みのり会	733	3.87
日本生命保険相互会社	726	3.83
明治安田生命保険相互会社	726	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	584	3.08
住友生命保険相互会社	516	2.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	412	2.17
三井住友海上火災保険株式会社	409	2.16
株式会社十六銀行	407	2.15

（注）1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当行は、自己株式を830千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．持株比率は、自己株式（830千株）を控除した発行済株式の総数（18,925千株）により算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑷ その他株式に関する重要な事項

イ　自己株式の取得
当行は、資本効率の向上により株主価値の増加を図るため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成29年２月８日開催の取締役会決議により、平成29年２月９日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。
取得した株式の種類　当行普通株式
取得した株式の総数　782,400株
取得価額の総額　3,286,080,000円

ロ　自己株式の消却
当行は、会社法第178条の規定に基づき、平成29年２月８日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。
消却した株式の種類　当行普通株式
消却した株式の総数　750,000株
自己株式消却額　3,264,000,000円

5．当行の新株予約権等に関する事項

⑴ 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外取締役を除く）	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行　第１回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年８月13日 ③新株予約権の数 880個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　　8,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年８月14日から平成76年８月13日 ⑥権利行使価額 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	10名
	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行　第２回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年８月13日 ③新株予約権の数 771個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　　7,710株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年８月14日から平成77年８月13日 ⑥権利行使価額 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	11名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行　第３回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年８月12日 ③新株予約権の数 1,228個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　12,280株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年８月13日から平成78年８月12日 ⑥権利行使価額 １株当たり１円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	12名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

（注）平成28年10月１日付で実施いたしました普通株式10株を１株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はございません。

⑶ その他新株予約権等の状況

2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成27年３月26日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	平成27年３月10日
新株予約権の数	2,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式　2,680,965株
１株当たりの転換価額	37.30米ドル
行使期間	平成27年４月９日～平成32年３月12日
新株予約権付社債の残高	１億米ドル

（注）平成28年10月１日付で実施いたしました普通株式10株を１株とする株式併合により、「目的となる株式の数」及び「１株当たりの転換価額」は調整されております。

6．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

（単位　百万円）

氏　名　又　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員　福井　淳 指定有限責任社員　池ヶ谷　正	60	非監査業務の内容 社債発行に係るコンフォートレターの作成業務

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．会計監査人に当行及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人　66百万円
3．当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

⑵ 責任限定契約

該当事項はございません。

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において決議しております。

＜内部統制システムの基本方針＞

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また、役職員は『コンプライアンスマニュアル』を保持し、コンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。

②コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。

③法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組としてホットラインを制定する。
また、役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。

②管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行う。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月１回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。

⑸　当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等

①名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。

②名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。

③内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。また、名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組としてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

⑹　監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

①監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役の職務の補助にあたる。

②専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。

③専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。

⑺　取締役及び使用人による監査役への報告体制等

①名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

②常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求めることができるものとする。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

①代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。

②監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。

⑼　反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等

①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。

②『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当行では、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムの整備について、各所管部署において検証を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われていることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会７回を開催しました。また、取締役会の委任による決定機関として設置する常務会を49回開催したほか、コンプライアンス委員会を13回開催しました。

⑵ リスク管理体制

年度毎のリスク管理計画を取締役会で定め、半期ごとにモニタリングし、その結果を半期ごとに取締役会に報告（２回）しました。またＡＬＭ委員会（12回）、オペレーショナルリスク管理委員会（11回）を開催し、それぞれ取締役会に報告しました。

⑶ コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンスプログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況をモニタリング（２回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力との取引遮断などについてコンプライアンス委員会で毎月審議を行い、取締役会に報告（13回）しました。

⑷ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（４回）しました。また社長連絡会（２回）、連結子会社コンプライアンス担当者会議（２回）、連結子会社反社連絡会議（２回）、連結子会社監査役連絡会（２回）を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しました。

⑸ 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

常勤監査役は、取締役会、常務会をはじめ主要な会議に出席し、行内状況の把握に努めています。また、会計監査人との意見交換会（13回、うち２回は全監査役・会計監査人との意見交換を実施、また２回は常勤監査役・会計監査人・内部監査部の三者での意見交換を実施）を行い、内部監査部（12回）、内部統制部（12回）との連絡会も行いました。

9．特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

11．会計参与に関する事項

該当事項はございません。

12．その他

該当事項はございません。

第99期末貸借対照表 (平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	**249,577**	**預金**	**3,226,258**
現金	32,789	当座預金	254,252
預け金	216,787	普通預金	1,668,039
コールローン	**1,698**	貯蓄預金	32,261
有価証券	**921,405**	通知預金	11,478
国債	129,925	定期預金	1,207,446
地方債	128,167	定期積金	2,389
社債	414,001	その他の預金	50,391
株式	123,064	**譲渡性預金**	**63,180**
その他の証券	126,246	**コールマネー**	**12,340**
貸出金	**2,389,010**	**債券貸借取引受入担保金**	**31,088**
割引手形	36,937	**借用金**	**10,887**
手形貸付	115,665	借入金	10,887
証書貸付	1,960,973	**外国為替**	**17**
当座貸越	275,434	売渡外国為替	6
外国為替	**3,748**	未払外国為替	11
外国他店預け	2,576	**社債**	**10,000**
買入外国為替	1,009	**新株予約権付社債**	**11,219**
取立外国為替	162	**その他負債**	**8,894**
その他資産	**16,732**	未払法人税等	1,262
前払費用	8	未払費用	2,727
未収収益	2,247	前受収益	1,099
金融派生商品	485	給付補填備金	1
金融商品等差入担保金	636	金融派生商品	983
その他の資産	13,354	リース債務	223
有形固定資産	**35,111**	資産除去債務	35
建物	9,047	その他の負債	2,562
土地	23,262	**賞与引当金**	**1,025**
リース資産	185	**役員賞与引当金**	**35**
建設仮勘定	169	**退職給付引当金**	**4,505**
その他の有形固定資産	2,446	**睡眠預金払戻損失引当金**	**360**
無形固定資産	**1,808**	**偶発損失引当金**	**2,157**
ソフトウェア	1,076	**繰延税金負債**	**15,334**
ソフトウェア仮勘定	672	**再評価に係る繰延税金負債**	**3,223**
その他の無形固定資産	58	**支払承諾**	**10,854**
前払年金費用	**11,180**	**負債の部合計**	**3,411,382**
支払承諾見返	**10,854**	(純資産の部)	
貸倒引当金	**△ 11,800**	**資本金**	**25,090**
資産の部合計	**3,629,326**	**資本剰余金**	**18,645**
		資本準備金	18,645
		利益剰余金	**123,240**
		利益準備金	8,029
		その他利益剰余金	115,210
		買換資産圧縮積立金	164
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	57,325
		自己株式	**△ 3,614**
		株主資本合計	**163,362**
		その他有価証券評価差額金	**50,078**
		繰延ヘッジ損益	**△ 0**
		土地再評価差額金	**4,400**
		評価・換算差額等合計	**54,478**
		新株予約権	**102**
		純資産の部合計	**217,943**
		負債及び純資産の部合計	**3,629,326**

第99期損益計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**46,546**
資金運用収益	**33,056**	
貸出金利息	23,452	
有価証券利息配当金	9,308	
コールローン利息	59	
預け金利息	212	
その他の受入利息	24	
役務取引等収益	**8,346**	
受入為替手数料	2,846	
その他の役務収益	5,500	
その他業務収益	**3,533**	
外国為替売買益	213	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	3,270	
金融派生商品収益	49	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**1,610**	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	1,070	
その他の経常収益	538	
経常費用		**39,971**
資金調達費用	**2,405**	
預金利息	1,162	
譲渡性預金利息	58	
コールマネー利息	165	
債券貸借取引支払利息	247	
借用金利息	54	
社債利息	1	
その他の支払利息	715	

（単位：百万円）

科目	金額	
役務取引等費用	**2,600**	
支払為替手数料	633	
その他の役務費用	1,966	
その他業務費用	**2,135**	
国債等債券売却損	2,066	
国債等債券償却	11	
社債発行費償却	57	
その他の業務費用	0	
営業経費	**30,042**	
その他経常費用	**2,788**	
貸倒引当金繰入額	1,167	
貸出金償却	0	
株式等売却損	37	
株式等償却	0	
その他の経常費用	1,583	
経常利益		**6,575**
特別利益		**712**
退職給付信託返還益	712	
特別損失		**135**
固定資産処分損	9	
減損損失	126	
税引前当期純利益		**7,152**
法人税、住民税及び事業税	**1,882**	
法人税等調整額	△ **189**	
法人税等合計		**1,692**
当期純利益		**5,459**

第99期末連結貸借対照表 (平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	249,635	預金	3,218,250
コールローン及び買入手形	1,698	譲渡性預金	63,180
有価証券	919,295	コールマネー及び売渡手形	12,340
貸出金	2,389,465	債券貸借取引受入担保金	31,088
外国為替	3,748	借用金	34,207
リース債権及びリース投資資産	28,593	外国為替	17
その他資産	27,449	社債	10,000
有形固定資産	35,951	新株予約権付社債	11,219
建物	9,085	その他負債	21,392
土地	23,371	賞与引当金	1,078
建設仮勘定	169	役員賞与引当金	46
その他の有形固定資産	3,325	退職給付に係る負債	5,055
無形固定資産	2,045	役員退職慰労引当金	30
ソフトウェア	1,308	睡眠預金払戻損失引当金	360
ソフトウェア仮勘定	672	偶発損失引当金	2,157
その他の無形固定資産	64	利息返還損失引当金	184
退職給付に係る資産	10,998	繰延税金負債	15,139
繰延税金資産	758	再評価に係る繰延税金負債	3,223
支払承諾見返	11,021	支払承諾	11,021
貸倒引当金	△ 13,076	負債の部合計	3,439,995
		(純資産の部)	
		資本金	25,090
		資本剰余金	18,810
		利益剰余金	128,758
		自己株式	△ 3,614
		株主資本合計	169,045
		その他有価証券評価差額金	50,085
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	4,400
		退職給付に係る調整累計額	△ 447
		その他の包括利益累計額合計	54,037
		新株予約権	102
		非支配株主持分	4,405
		純資産の部合計	227,591
資産の部合計	3,667,586	負債及び純資産の部合計	3,667,586

第99期連結損益計算書 (平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**63,125**
資金運用収益	**33,112**	
貸出金利息	23,501	
有価証券利息配当金	9,315	
コールローン利息及び買入手形利息	59	
預け金利息	212	
その他の受入利息	24	
役務取引等収益	**8,236**	
その他業務収益	**20,115**	
その他経常収益	**1,661**	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	1,660	
経常費用		**55,462**
資金調達費用	**2,489**	
預金利息	1,162	
譲渡性預金利息	58	
コールマネー利息及び売渡手形利息	165	
債券貸借取引支払利息	247	
借用金利息	161	
社債利息	1	
その他の支払利息	692	
役務取引等費用	**2,404**	
その他業務費用	**15,514**	
営業経費	**32,033**	
その他経常費用	**3,019**	
貸倒引当金繰入額	1,306	
その他の経常費用	1,712	
経常利益		**7,663**
特別利益		**716**
固定資産処分益	3	
退職給付信託返還益	712	
特別損失		**135**
固定資産処分損	9	
減損損失	126	
税金等調整前当期純利益		**8,244**
法人税、住民税及び事業税	**2,182**	
法人税等調整額	**△ 135**	
法人税等合計		**2,047**
当期純利益		**6,196**
非支配株主に帰属する当期純利益		**251**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,945**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井 淳 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井 淳 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月９日

株式会社名古屋銀行　監査役会

常勤監査役　中　村　哲　人　㊞
監　査　役　浅　野　晴　彦　㊞
監　査　役　長谷川　信　義　㊞
監　査　役　近　藤　堯　夫　㊞
監　査　役　後　藤　年　良　㊞

（注１）監査役浅野晴彦、監査役長谷川信義及び監査役近藤堯夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第99期の期末配当につきましては、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案し、また自己資本の充実による財務体質の一層の強化に留意しつつ安定的な配当を維持する方針から、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式１株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金総額は、662,386,025円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年６月26日（月曜日）といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任される中村昌弘氏の補欠として、取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当行における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
服部（はっとり）　悟（さとる） （昭和33年７月１日生）	昭和56年４月　当行入行 平成17年１月　同　リスク管理部　主任検査役 平成17年10月　同　内部監査部　主任検査役 平成18年１月　同　尾張旭支店長 平成19年６月　同　事務システム部　統括次長 平成21年６月　同　事務システム部　副部長 平成23年６月　同　事務システム部長 平成26年６月　同　執行役員　事務システム部長 現在に至る	1,600株
【取締役候補者とした理由】 事務システム部門等を歴任し、豊富な経験や専門知識を有しており、また、当行業務のシステム化・効率化施策を策定・実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験、及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に十分活かしていただけることを期待したためであります。		

（注）取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

インターネットによる議決権行使について

行使期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

議決権行使サイトでの行使手順

❶ 下記のURLより議決権行使サイトへアクセス

http://www.it-soukai.com

❷「本サイトのご利用にあたってはこちら」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



❸「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください

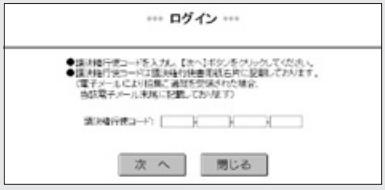

以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご注意事項

① パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管してください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。また、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
③ インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
④ インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当行の指定する議決権行使サイト（http：//www.it-soukai.com）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話0120-768-524（受付時間 平日午前9時～午後9時、フリーダイヤル）

メ　モ

メ　モ

メ　　モ

株式会社　名古屋銀行

株主総会開催場所ご案内略図

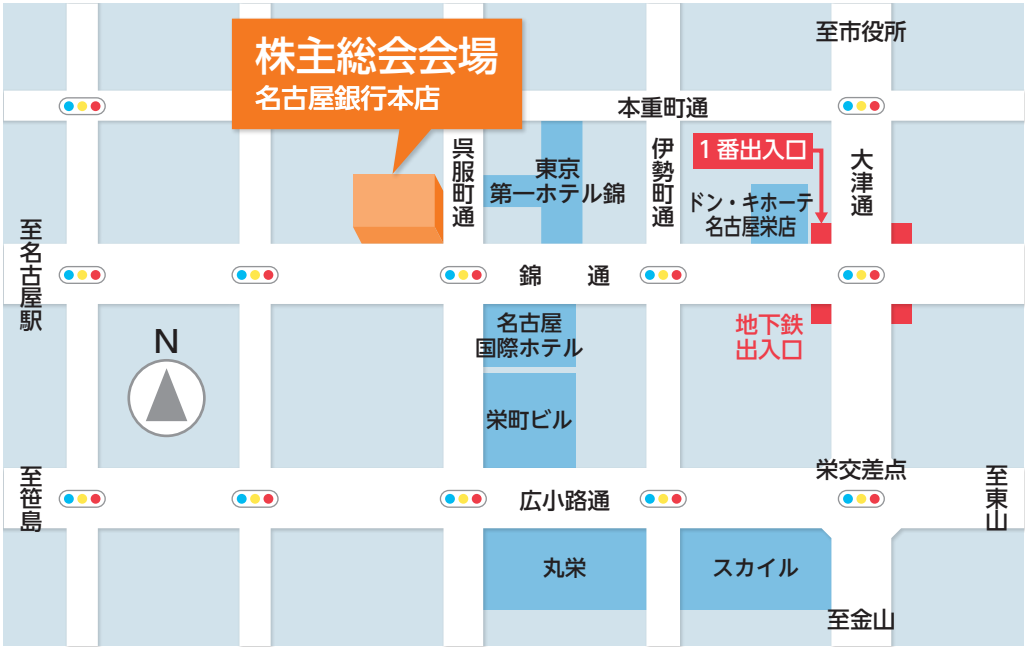

会　場

名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店９階ホール
電話　<052>951－5911（代表）

最寄駅

地下鉄栄駅（１番出入口）徒歩約５分

名古屋銀行
Bank of NAGOYA

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK